

第 6 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 17 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第6回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年6月17日（水） 午後2時から午後2時52分まで

2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 18人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	13番	佐々木和昭
14番	加賀屋慎一	15番	鎌田悦雄
16番	佐々木繁明	17番	藤田修
18番	佐々木英久	19番	佐藤きよ子

5 欠席農業委員

12番 柴田ますみ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第18号 非農地証明申請に関する件

7 事務局職員

事務局長 奈良年洋

参事 工藤純子

副参事 稲葉隆

主席主査 佐々木聡

主席主査 佐藤耕明

主任 佐藤知弘

参事 熊谷勝

参事 住谷真人

主席主査 山本郷史

主席主査 木内光一

主査 工藤奈津子

主任 齋藤友毅

8 書記

主査 工藤奈津子

9 議事録署名委員

18番 佐々木英久

19番 佐藤きよ子

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和8年第6回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。12番柴田ますみ委員の1名でございます。 本日、委員定数19名中、18名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 そして、議事日程が1つ追加がございます。お詫びします。日程第3号の会務報告にあります1から15のあとに16番がありまして、項目が農地転用許可を不要とする特例の申出について1件追加をお願いします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第6回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、18番佐々木英久委員、19番佐藤きよ子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」について、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第122回常設審議委員会」および会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第48回理事会」について、私から報告します。 【会務報告2・3の報告】
議長	次に、会務報告4の「秋田県都市農業委員会会長会通常総会」について、事務局より報告をお願いします。

事務局 (工藤参事)	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「会長専決による令和9年度農林関係税制改正に関する要望」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告5の報告】
議長	次に、会務報告6の「令和7年度全国農業新聞表彰・第32回農業委員会だより全国コンクール表彰式」から会務報告8の「県選出国會議員要請集会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告6から8までの報告】
議長	次に、会務報告9の「第2回農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告9の報告】
議長	次に、会務報告10の「令和8年度第2回運営委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主席主査)	【会務報告10の報告】
議長	次に、会務報告11の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告16の「農地転用許可を不要とする特例の申出について」までの6件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (山本主席主査)	【会務報告11から16までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦宏和委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	第1区域部会長からも報告していただきましたが、農地の地目変更の取扱いについて若干この場で意見を申し述べさせていただきたいと思います。お配りした資料をお目通しください。 はじめに黄色のペーパーの「経緯」というところを読ませていただきます。
	【配布資料を読み上げ】

11番三浦宏和委員	このようなことは、あつてはならないという訳ではないですが、好ましいことではありません。農地法に基づく農地台帳の現況地目、税法に基づく課税地目、不動産登記法の登記地目は一致することが一番望ましいと思います。しかし、農地法の場合は登記地目が原野であっても、開発して耕作の用に供していれば、農地となります。農地法はいわゆる現況主義なので、このような場合を例外的制度で補完している訳です。 次に、白いペーパーを見てください。これは昭和56年の法務省民事局長の通達です。冒頭を読ませていただきます。 【配布資料を読み上げ】 これは、法務省が潜脱行為に加担しているのではないかと批判を受けたため、今後誤解を招くことがないように農林水産省と協議の上で発出した通達です。 この通達では、登記官が地目変更の認定とする時の基準が示されています。例えば、「現に建物の敷地に供されているとき」、「近い将来それに供されることが確実と見込まれるとき」、「現に特定の利用目的に供されているとき」、「近い将来特定の利用目的に供することが確実に見込まれるとき」でないと地目の変更は認めないとしています。ですから、先月総会の会務報告の件は、このような基準により登記官が判断し、変更登記をしたものと思います。これはいわゆる甲乙区ではなく、表題部に関する話です。 結局、農地と非農地の判断をする者の「目が揃っていない」ことが原因であるので、「目を揃える方法」を考えようというのがこの提案です。稚拙な提案なので、会長預かりにしてもらって、時間をかけてじっくり検討していただきたいです。 黄色のペーパーの裏面をご覧ください。農地転用同様に地区担当農業委員や農地利用最適化推進委員、それと事務局職員がそれぞれ独自にこの表に点数をつけます。例えば、「隣接農地の現況」「農道の利用状態」「用排水路の状態」「雑草・雑木」「ゴミ等の障害物」「農業施設の痕跡」の項目に対して点数をつけ、得点に応じて農地・非農地と判断します。 最後に、「今後の対応」ですが、非農地証明や現況地目照会の回答にあたっては、一層厳格な現地確認を行った上で総会への上程、法務局に回答することとします。また、結果が申請者等の意向に反する場合は事前に説明して理解を得た上で総会への上程・会務報告をしたらどうでしょうか。大変稚拙な提案なので、農業委員会としてあるべき姿がどうなのかということも含めて、新しい体制の農業委員会で話し合っていて決めていただき、このようなことが二度と起こらないような対応をしてはどうかという提案です。以上です。
議 長	ありがとうございます。三浦委員がおっしゃっていましたように、これを会長預かりという形にさせてもらって、近いうちに機会を預けて、このことについて皆さんの意見を聞きながら、結論を得たいと思います。
11番三浦宏和委員	どうか、よろしくお願いします。
議 長	そうすれば、皆さんも今、私がお話しした内容でご了解いただければと思いますが、よろしいですか。
一 同	はい。

議 一	長 同 議 長	ほかにご質問、ご意見ありませんか。 なし。
議 長	議 長	ほかにないようでございますので、次の「議案」に移らせていただきます。はじめに日程第４、議案第17号、農地法第３条の規定による許可申請に関する件、14件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋 藤 主 任)		議案書１ページから９ページの14件について説明いたします。 番号１。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号２。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号３。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号４。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号５から６。受け手は、[REDACTED]。出し手は、番号５、[REDACTED]、番号６、[REDACTED]。 続いて番号７から14までは、[REDACTED]と[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]との間で行われる農地の交換です。 番号７と８。[REDACTED]と[REDACTED]との交換。 番号９と10。[REDACTED]と[REDACTED]との交換。 番号11と12。[REDACTED]と[REDACTED]との交換。 番号13と14。[REDACTED]と[REDACTED]との交換。 すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第３条の許可要件のうち、全部効率利用について、農作業に必要な機械一式を所有または一部機械作業を委託しており、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況については14件ともに、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、番号１、番号４は250日、番号２、番号３、番号５、番号６、番号８、番号10、番号12、番号14は210日、番号７は200日、番号９、番号13は150日、番号11は160日農作業に従事していることから、それぞれ常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、14件とも受け手への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第３条第２項各号には該当しないことから、番号１から番号14すべて許可要件を満たしていると考えます。 なお、番号４の現地確認については、本日欠席の12番柴田ますみ委員から、特に問題なしと連絡を受けております。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号１について、現地を調査した鎌田文市推進委員から報告を受けております16番佐々木繁明委員から報告をお願いします。
16番佐々木繁明委員		16番佐々木です。現地は受け手の町内のすぐ真下の方の場所であって、現状、田んぼになっております。何ら問題ないと思います。よろしくご承認ください。

議	長	次に番号2について、現地を調査しました足利俊博推進委員から報告を受けております5番関正美委員から報告をお願いします。
5番関正美委員		5番関です。足利推進委員から、現地確認の結果、特段問題なしという話でしたので、ご審議をお願いします。
議	長	次に番号3について、現地を調査しました荻原豊推進委員から報告を受けております14番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。
14番加賀屋慎一委員		14番加賀屋です。6月5日の日、荻原推進委員の方から連絡がありまして、特段問題ないということで報告を受けております。■■■■さんについては、私もよく存じ上げている方です。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議	長	次に番号4ですけれども、こちらは、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。 次に番号5から番号14について、現地を調査しました鎌田一推進委員から報告を受けた私から報告をいたします。 これは基盤整備事業関連の案件です。私も常日頃、目にしている場所なので、特に問題はないと思っておりますので、よろしくご審議をいただければと思います。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
7番加藤淳委員		はい。
議	長	7番加藤委員、どうぞ。
7番加藤淳委員		7番加藤です。5番について、何度も見ている場所ですが、■■■■さんは重機を所有していますか。
議	長	所有しています。
7番加藤淳委員		わかりました。
議	長	ほかにありませんか。ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、14件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がございましたので、日程第4、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、14件を全て原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第18号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。

議 長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (山本主席主査)	それでは、議案について説明します。議案書の10ページをご覧ください。番号1。申請人は[REDACTED]。 土地の所在は雄和相川[REDACTED]。面積は275平方メートル。登記地目は畑、現況は山林。事由について「平成8年頃から耕作されておらず、山林化している。」です。 それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。また、現地は令和8年6月4日に確認しております。 申請地の状況から、『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により農地に該当しないと考えられます。 説明は以上です。
議 長	次に、現地調査の報告をしていただきます。
10番伊藤洋文委員	番号1について、現地を調査した10番伊藤洋文委員から報告をお願いします。
10番伊藤洋文委員	10番伊藤です。6月4日に私と石井健推進委員と齊藤又右衛門推進委員と事務局の山本さんの合わせて4名で現地を確認いたしました。私も近くの田んぼを耕作しているので、現地はよくわかっております。何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。
一 同	ご質問、ご意見ある方はお願いします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。
一 同	非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第18号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(午後2時52分終了)